

写

個 情 第 92 号
薬 生 発 0213 第 2 号
平 成 30 年 2 月 13 日

一般社団法人 全国配置薬協会 会長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部訂正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)が訂正されたことに伴い、ガイダンスの一部を下記のとおり訂正し、別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 ガイダンスの一部訂正について

ガイダンスについて、別添 1 の正誤表のとおり一部訂正を行い、別添 2 のとおりとすること。

2 訂正の概要

個人情報の保護に関する法律施行規則が別添 3 のとおり訂正されたことに伴い、ガイダンスの「II 用語の定義等」の「2. 個人識別符号(法第 2 条第 2 項)」及び「3. 要配慮個人情報(法第 2 条第 3 項)」中の引用条文の訂正を行う。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス正誤表

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
8 ページ II 用語の定義等 2. 個人識別符号（法第2条第2項） 規則第四条引用部分	一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第一項及び第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号 十五 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号 十六 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 十七 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 十八 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号 十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号 十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
10 ページ II 用語の定義等 3. 要配慮個人情報（法第2条第3項） 規則第五条引用部分	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第一項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第二項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

(別添3)

個人情報保護法施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の訂正箇所

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
第四条 第一号	一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第一項及び第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号	一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十五号	十五 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号	十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十六号	十六 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十七号	十七 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十八号	十八 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
第五条 第三号	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第一項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第二項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

個人情報保護法の改正のポイントと留意点

■改正のポイント

- 1 個人情報保護委員会の新設
 - ・個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に移行し、一元化
- 2 個人情報の定義の明確化
 - ・利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化
 - ・「要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）」の新設と、その取得については、原則として本人同意を得ることを義務化
- 3 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備
 - ・匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設
- 4 いわゆる「名簿屋」対策
 - ・個人データの第三者提供に係る確認記録の作成等を義務化（提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存。第三者に個人データを提供した際も同様に記録を作成・保存）
 - ・個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする
- 5 その他
 - ・取り扱う個人情報の数が 5,000 以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止
 - ★ただし、改正法附則第 11 条で「小規模事業者が新たに個人情報取扱事業者になることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする」と規定
 - ・オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表
 - ※オプトアウトとは…あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知、または認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対をしない限り、同意したものとみなし、第三者提供をすることを認めること

■事業者が守るべきルール

1 個人情報を取得・利用する時のルール

- ・利用目的を本人に通知、または公表する
- ・どのような目的で個人情報を利用するのか、具体的に特定し公表しておく
- ・個人情報を取得する際に利用目的が明らかであれば、逐一、相手に伝える必要はない
- ・取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する
- ・商品を配送するためだけに取得した顧客の住所を使って、自社の商品の宣伝はできない
- ・すでに取得した個人情報を他の目的で利用したい場合には、本人の同意を得る

2 個人情報を保管する時のルール

- ・情報の漏えい等が生じないように安全に管理する
- ・紙の顧客台帳（懸場帳等）はカギのかかる引き出しで保管
- ・パソコン（電子懸場帳等）上の顧客台帳にはパスワードを設定
- ・顧客台帳を管理するパソコンにウィルス対策ソフトを入れる
- ・正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときにはデータを消去するよう努める
- ・従業員に対して、必要かつ適切な監督を行う
- ・従業員が会社で保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行う
- ・「守秘義務」について就業規則に規定したり、採用時および退職時に機密保持に関する誓約書や契約書の取り交わしを行う

3 個人情報を他人に渡す時のルール

- ・個人情報を第三者に提供する時は、あらかじめ本人の同意を得る
- ・本人の同意を得ない場合は「オプトアウト手続」を行う（要配慮個人情報は不可）
- ・本人の求めに応じて、本人のデータの提供を停止する
- ・「第三者提供を利用目的としていること」「提供される個人データの項目」等をホームページに掲載するなど、本人が容易に知り得る状態にする
- ・本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届け出る（個人情報保護委員会はこれを公表）
- ・業務の委託、事業の承継は、第三者提供には当たらない→懸場帳の譲渡は該当しない

4 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

- ・本人の請求に応じて個人情報を開示、訂正、利用停止等する

■国の監督

- 1 必要に応じて報告を求めたり立入検査を行う
- 2 実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行う
- 3 罰則の導入
 - ・国の命令への違反⇒6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - ・虚偽の報告等をした場合⇒30万円以下の罰金
 - ・従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、盗用した場合（個人情報データベース等不正提供罪）⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・国の監督に従わない場合には罰則が適用される可能性もある